

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 店舗名 | (仮称)オーケー大泉インター店 |
| 2 | 店舗所在地 | 練馬区大泉町二丁目1番 ほか |
| 3 | 設置者名 | オーケー店舗保有株式会社 |
| 4 | 意見聴取者 | 練馬区長 |
| 5 | 意見の概要 | 経済産業大臣が定める指針における各事項に配慮されており、現時点で具体的な問題はありませんが、届出内容の確実な履行のため、つぎの事項について特段のご配慮をお願いいたします。（1）土支田通り北方面から敷地北側道路に右折進入する車両に対して、来店経路を順守するよう対策を講じること。（2）周辺道路の交通に予測を超える影響が継続的に生じた場合には、地域住民の意見を聞き具体的な対策を講じること。 |
| 6 | 意見收受日 | 令和7年8月28日 |
| 7 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 8 | 縦覧期間 | 令和7年9月16日から令和7年10月16日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 9 | 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |